

平成 20 年 6 月定例会市議会の開会にあたり、提出いたしました案件の概要等について申し上げます。

(はじめに)

最初に、先月、ミャンマーを襲ったサイクロンにより被災された皆様、また、中国四川省で発生した大地震により被災された皆様に、お見舞いを申し上げます。

報道によりますと、この相次いでおきた大規模な災害により、大変多くの方が犠牲となり、行方不明者、負傷者とも多数にのぼっております。

また、道路や学校、水道等の施設の被害も甚大であり、家屋の倒壊や流出により、現在も多くの住民が避難生活を余儀なくされております。

現地では衛生状態の悪化による感染症の発生や、地震湖の決壊による水害などの二次災害が心配されており、国際的な支援を得て、早急な救援活動がなされることを切に願っております。

一日も早い復旧・復興がなされますよう、心からお祈りを申し上げますとともに、本市といたしましても、自然災害に対応した「安全に暮らせるまちづくり」を今後とも推進しなければならないと痛感したところであります。

次に、道路財源について申し上げます。

さる4月30日に、道路財源の暫定税率を含む税制関連法案が、衆議院における再可決により成立いたしました。

暫定税率が維持されない場合、道路関連の予算ばかりでなく地方財政そのものが大きな打撃を受けるため、関連法案の早期成立を願っておりましたが、これによって歳入欠陥の拡大に歯止めがかけられ、行政サービスの低下など住民生活への深刻な影響が回避できる見通しとなり、地方自治体の運営に責任を持つ立場として安堵いたしました。

今後、国において予定される道路財源の改革に当たっては、地域活性化や安全・安心な生活に不可欠な道路整備の必要性及び地方財政の危機的な状況等に十分配慮されることを強く求めるとともに、今般の暫定税率の失効等に伴い発生した地方の歳入欠陥に対しては、速やかに国の責任において適切な補填措置を確実に講じられることをお願いするものであります。

次に、地方分権改革の推進について申し上げます。

昨年4月に地方分権改革推進法が施行され、第二期地方分権改革がスタートいたしました。

この法施行に合わせて、地方分権に向けた課題について調査審議し、改革内容を勧告や意見として首相に提言する組織として設置された地方分権改革推進委員会の第一次勧告が、先月 28 日に取りまとめられ、30 日に首相に提出されたところであります。

今回の勧告では、国の役割を限定し、国と地方の二重行政を排除する観点から、地方に事務・権限を移譲することを基本とする国と地方の役割分担の考え方が示されるとともに、「基礎自治体優先」の原則に基づき、まちづくりにおける土地利用や福祉、保健分野などに関する「都道府県から市町村への権限移譲」と、既存ストックの活用など地方の創意工夫によるまちづくりに対応するための「補助対象財産の財産処分の弾力化」など、主として基礎自治体である市町村の自治権の拡充を図る諸方策について勧告されたものであり、おおむね評価できる内容であると考えております。

一方で、改革の具体的な内容が各府省の検討に委ねられているものがあることや、権限移譲等に伴う適切な財政措置と専門的な人材確保等が大変重要であることから、これらのことについては今後の勧告において確実に具体化されることが必要と考えております。

また、地方税財源に占める地方税の割合を高めていくための具体的な方策について、今後、包括的な検討を行い勧告される予定となっておりますが、国税と地方税の税源配分 5 対 5 の実現など、真の

地方分権にふさわしい税財政制度全体の構築につながるものになるよう、強く期待するものであります。

次に、地球温暖化対策について申し上げます。

地球温暖化を防止するための国際的な約束である「京都議定書」の第一約束期間が本年から始まり、わが国は温室効果ガスの削減目標の確実な達成が求められております。

また、来月開催される北海道洞爺湖サミットにおいても、環境・気候変動が主要テーマとされるなど、地球温暖化が一段と大きな問題となっております。

地球温暖化は、異常気象の増加や気候の変化、それらに伴う物理的被害や人的被害の発生、さらには生態系、植生などへの影響や、経済システムの変化、生活環境の変化などの様々な影響があるとされております。

本市では、今年度から地球温暖化防止への新たな取り組みとして、「チーム富山市」推進事業を実施いたしますが、これは市内の団体・事業者などが自主的にチームを結成し、具体的な温暖化防止行動とその目標を掲げ、「チーム富山市」のメンバーとなって取り組むことで、市民総参加の行動へと広げるとともに、温室効果ガス削減の成果を上げることが目標としているものであります。

今月 30 日には、キックオフイベントを行い、本格的に事業を開始いたしますが、地球温暖化防止には市民・団体・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力して取り組むことが重要であり、そして何よりも市民一人ひとりの意識の変革が必要であります。

今、みんなが行動するとき「あなたが変われば未来は変えられる」を合言葉に、それぞれが一層努力し、力を合わせて取り組むことにより地球温暖化防止に努めてまいりたいと考えております。

(提出案件について)

次に、提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。

はじめに、予算案件については、一般会計において、本年 4 月 1 日の行政組織の一部改正に伴う予算更正を行うもののほか、富山県知事選挙の準備に要する経費、消防局庁舎空調設備の改修に要する経費、スクールソーシャルワーカー活用事業の実施に要する経費、奨学基金の積立金及び新設する「ふるさとぬくもり基金」の積立金について補正を行うものであり、財源として、県支出金、繰越金等を充てております。

次に、予算以外の案件について申し上げます。

まず、条例案件については、本市を応援しようとする皆様からの

寄附金を受け入れる「富山市ふるさとぬくもり基金条例」を制定するものなど3件であります。

契約案件については、神通碧小学校移転改築主体工事の請負契約を締結するものなど2件であります。

その他案件といたしましては、「軌道工事施行認可申請に係る道路管理者の意見に関する件」など4件であります。

報告案件については、平成19年度の予算を翌年度に繰越使用することについての報告7件、株式会社富山市民プラザなどの市出資法人について、経営状況を報告するもの21件であります。

(平成19年度決算見込みについて)

なお、この機会に平成19年度の決算見込みについてご報告申し上げます。

各会計の決算については、現在調製中ではありますが、一般会計の決算では、実質収支で若干の剰余金が生じる見込みであります。

次に、特別会計におきましては、繰上充用の措置をとりました老人保健医療事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計のほかは、若干の剰余金が生じる見込みであります。

さらに、企業会計におきましては、収益的収支では、工業用水道事業においては、利益が生じる見込みではありますが、水道事業、公

共下水道事業、病院事業及び国民宿舎事業会計では、損失が生じる見込みであります。

また、資本的収支では、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業及び病院事業においては、資金不足が見込まれますが、この資金不足につきましては、内部留保資金などで補填することとしております。

以上が、今回提出いたしました案件の概要であります。

なにとぞ慎重審議のうえ、適正な議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。